

いちき串木野市立地適正化計画（概要版）

第1章 都市の現況の把握と課題

1. 立地適正化計画策定の目的と役割

本市では、急速な人口の減少と高齢化が著しく進んでいる。これらが進行すると、市街地内の低密度化や地域活力の低下が懸念されます。

また、厳しい財政状況下においては、医療・福祉・子育て支援等の市民への行政サービスの提供が困難になることも予想されます。

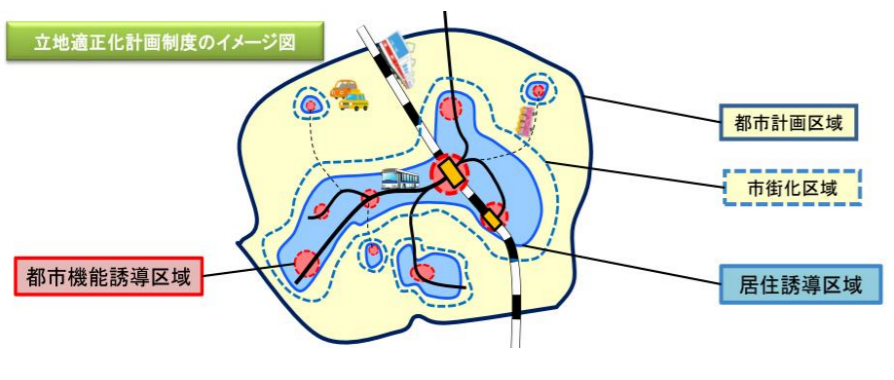
市としてこのような状況に対処していくため、今後は都市全体のまちの構造を見直し、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通のネットワークを形成することが重要であると考えます。

国では、このような背景を踏まえ平成26年8月に、都市再生特別措置法が改正され「立地適正化計画」が制度化されました。

■立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、市町村が都市全体の観点から、居住機能や商業・医療施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランのことで、

立地適正化計画制度のイメージ図



※ 市街化区域は用途地域へ読み替える

2. 立地適正化計画に定める事項

【立地適正化計画で定める事項】

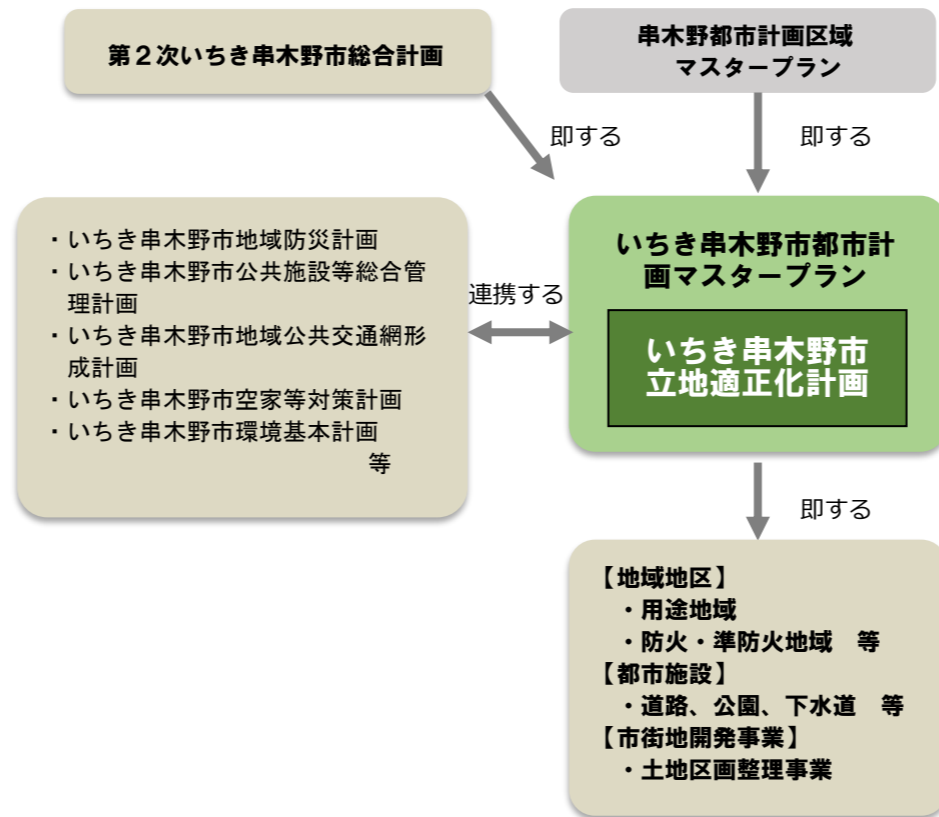
- ◆立地適正化計画の区域
- ◆立地の適正化に関する基本的な方針
- ◆居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- ◆都市機能誘導区域（誘導施設の立地を誘導すべき区域）
- ◆都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設
- ◆その他、必要な事項（公共交通等に関する施策など）

3. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、居住や医療、福祉、商業、公共交通などの様々な都市機能や都市全体を包括したマスタープランとして策定を行います。

【計画の位置づけ】

以下に「立地適正化計画」の位置づけを示します。



4. 計画の策定主体

立地適正化計画は、いちき串木野市が作成を行います。

5. 対象区域

立地適正化計画の対象区域は、串木野都市計画区域を対象とします。

6. 計画期間

計画の目標年次については、概ね20年後の令和22（2040）年を目標年次とします。

7. 都市計画マスタープラン（平成26年3月）

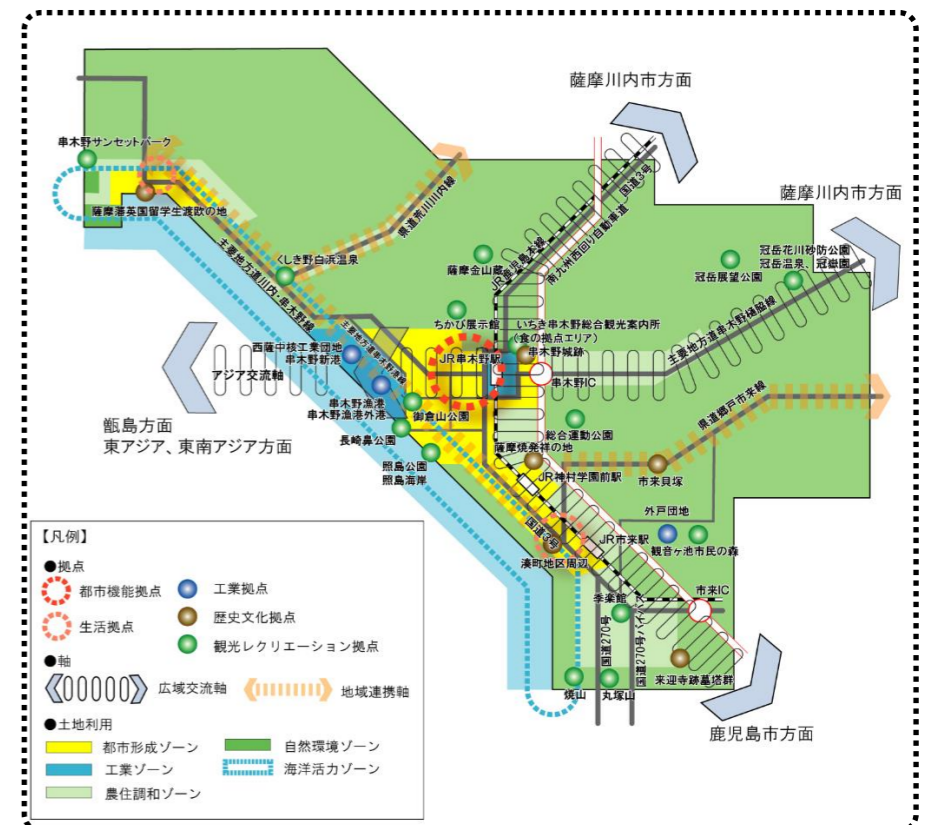
本立地適正化計画策定の前提となる【いちき串木野市都市計画マスタープラン】の概要を整理します。

■都市の将来像

ひとが輝き 文化が薫る 世界に拓かれたまち

■まちづくりの目標

- 共生・協働によるまちづくり
- 安心・安全に暮らせて、ゆとりある心が生まれるまちづくり
- 人を育み・産業・自然・歴史文化など資源を活かした活力を生むまちづくり
- 便利で快適な生活環境の整ったコンパクトなまちづくり



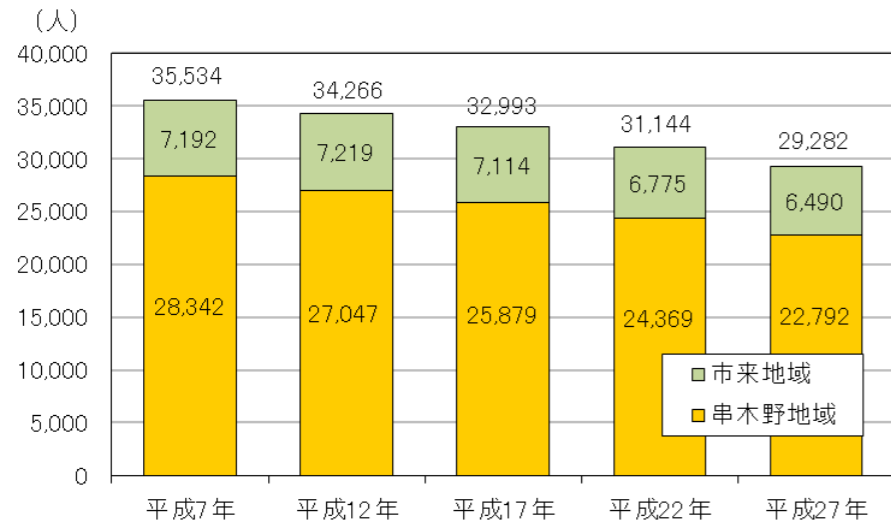
8. 市の現況

■人口・世帯数

本市の行政人口は、平成27年現在29,282人で年々減少しています。

串木野地域と市来地域で平成7年～平成27年の20年間の人口の推移をみると、串木野地域では5,550人減少しており、市来地域では702人減少しています。

【20年間にける人口の推移】



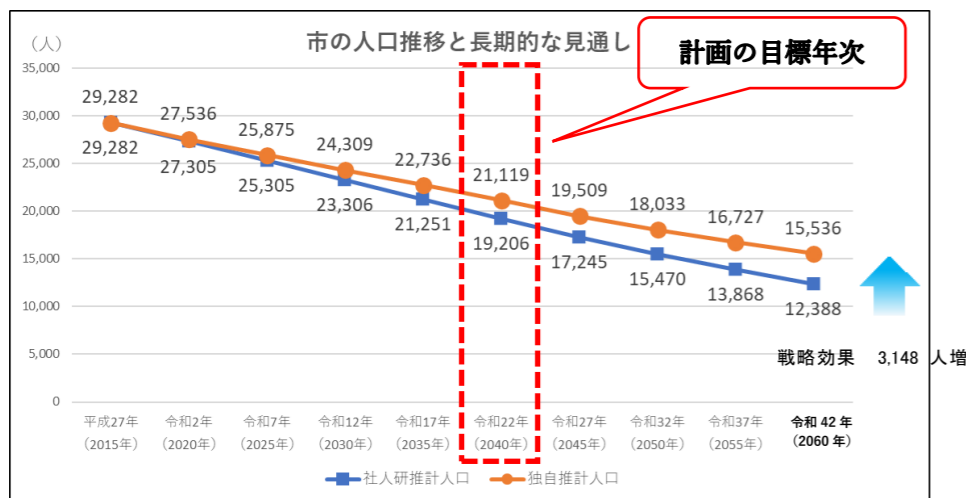
(資料：各年国勢調査)

■将来推計人口

本市の人口は、今後とも徐々に減少していくことが予想されています。しかしながら、本人口ビジョンでは、「目指すべき将来の方向性」に沿って施策を進めて行くことで、人口減少の鈍化を図っています。

また、人口ビジョンでは、令和42年(2060年)を15,536人と推計しており、本計画の目標年次である令和22年(2040年)は、21,119人と推計しています。

【将来推計人口】



資料：令和3年 いちき串木野市人口ビジョン

■日常生活機能（小規模自治体におけるコンパクトシティの在り方より）

①. 徒歩圏での検証

医療施設、福祉施設、商業施設（各800m圏）の徒歩圏及び基幹的公共交通路線（運行頻度が片道30本/日以上以上のバス停、駅）の徒歩圏が重複する、日常生活サービスの徒歩圏での人口カバー率は28%であり、全国平均の24%、5万人未満の都市の17%に比べ高い割合にあります。

なお、上記のうち全ての公共交通のバス停・駅から徒歩圏とした場合、日常生活サービス機能300m圏人口カバー率は11%、500m圏では33%、800m圏では56%となります。また、地区別のカバー率（基幹的公共交通圏）は、「大原」、「中央」が約70%となる一方、0%の地区が多数見られます。

【日常生活サービス（基幹的公共交通圏）の地区別人口カバー率】

	冠岳	生福	上名	大原	中央	本浦	野平	照島	旭	荒川	羽島	川南	川北	湊	湊町	川上	総計
カバー率	0%	0%	32%	69%	74%	0%	7%	29%	0%	0%	0%	6%	23%	27%	12%	0%	28%

【日常生活サービス（全ての公共交通圏）の地区別人口カバー率】

	冠岳	生福	上名	大原	中央	本浦	野平	照島	旭	荒川	羽島	川南	川北	湊	湊町	川上	総計
300m圏	0%	0%	2%	25%	63%	8%	0%	0%	0%	0%	0%	6%	10%	5%	0%	0%	11%
500m圏	0%	0%	11%	76%	100%	52%	12%	28%	0%	0%	0%	16%	18%	21%	2%	0%	33%
800m圏	0%	0%	41%	100%	100%	92%	58%	77%	0%	0%	0%	23%	26%	40%	32%	0%	56%

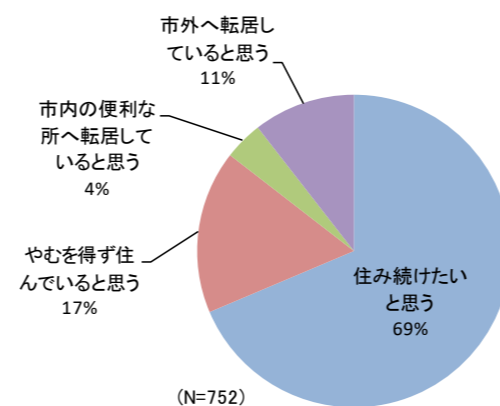
②. 居留意向とその理由

将来も同じ地区で住み続けたい世帯は約7割であり、それ以外は約3割です。なお、地区によって差はありますが概ね同様の傾向です。

また、将来も同じ地区で住み続けたい理由としては「昔からの知り合いが多い」、「生活・住環境が良い」等が挙げられています。

一方、やむを得ず住んでいるとの回答者の理由は「買い物が不便」、「交通が不便」等が挙げられています。

【居留意向とその理由】



9. 課題の整理

■課題その1. 人口密度の維持

人口減少と少子高齢化が進み中心市街地では、人口密度の低下も進んでいます。状況が進行すれば市街地の低密度化により市民の日常生活を支える都市機能の維持が困難となり、都市の衰退が考えられます。そこで、人口密度の維持には、居住機能や生活サービス機能が集約された、歩いて暮らせる都市構造の形成が重要です。

■課題その2. 拠点機能の維持

中心市街地では、人口密度が低下し空き家が発生しており、低密度の市街地の拡散を防止し、持続可能なまちづくりを進めていくには空き家・空き地、跡地の活用を図り、各拠点の特性に応じた都市機能の誘導に必要な施設誘導を図る必要があります。

■課題その3. 公共交通の維持

各駅の乗降客や路線バス利用者数は全体的に減少しており、減便並びに路線の廃止や地域からの撤退等による公共交通サービス水準の低下も懸念されます。そこで、拠点間の効率的な公共交通ネットワークの再構築を図り、利用者や市民ニーズの需要に応じた地域交通網の維持を図っていく必要があります。

■課題その4. 財政負担の軽減

今後、行財政はますます厳しくなります。そこで、過度な都市の拡散防止に努め、公共施設の整備には、優先性や容易性などを適切に判断しながら対応を図る必要があります。また、社会環境の変化や市民ニーズの変化を見極めながら、既存施設の適切な維持管理による長寿命化等に努め、財政負担の軽減・均一化を図る必要があります。

■課題その5. 各種災害等に対する安全対策

近年、多発する大規模地震や土砂災害や豪雨による水害への対応が必要です。本市は、市街地が海に面した地域が多く、津波や高潮等での浸水等も考えられます。また、幾つもの河川も流れており、豪雨や台風による河川の氾濫や道路の冠水等も発生しています。

一方、北部と南部を山に囲まれているため丘陵部や斜面地においては、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域が多く指定されており、今後とも居住地の安全性を確保するための対策が急務です。

第2章. 立地適正化計画の基本的な方針

本市の実情や都市構造などを勘案し、各地域で必要な基盤整備等が整い人々が生活を楽しむことができる持続可能なまちの実現を目指し、更なるコンパクトな都市づくりを目指していくものとします。

1. 都市づくりのテーマ

都市機能を中心市街地にコンパクトに集約するとともに、人々が安心・安全に生活ができ、環境への負荷が少ない集約型都市構造のさらなる形成を目指し、以下に都市づくりにおける主要なテーマを設定します。

【安心・安全で環境にやさしい さらなる集約型都市の形成】

2. 基本的な方針

以下の5つの基本的な方針を基に進めていきます。

- 安全・安心に暮らせる居住環境の形成
- 日常生活を支える施設が集約された機能的な居住環境の形成
- 経済的で環境にやさしい居住環境の形成
- 公共交通を活用した多極間ネットワークの形成
- 河川整備を進め、安全な避難路としての幹線道路の確保

3. 目指すべき都市の骨格と構造の検討

基本的に、3つの地域が交通ネットワークを通して相互に連携する分散型の都市構造を基本に検討を行うものとします。

また、将来都市構造については、旧串木野の中央地域を都市拠点に、旧市来地域の湊地域を地域拠点に配置し、都市づくりの方向性を定めます。なお、本市の観光資源(薩摩藩英国留学生記念館)の1つが位置する羽島地域についても地域拠点として配置します。

第3章. 居住誘導区域

1. 居住誘導区域とは

人口減少の中でも、一定のエリアにおいて人口密度を維持することで、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。そのため、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように区域を定めます。

2. 居住誘導区域の設定方針

2-1. 居住誘導区域を定めることが考えられる区域

- 将来人口密度が比較的高い区域
 - ・人口の集積があり将来も現状に近い人口密度等の確保が可能な区域
- 旧町の中心部等と都市機能や居住が一定程度集積している区域
 - ・日常生活を支える機能やサービスが身近に備わる範囲として、各都市機能が複数重なる区域と一定のコミュニティが保たれる区域
- 都市拠点及び生活拠点に公共交通でアクセスが比較的容易な区域
 - ・交通利便性の高い区域で鉄道駅やバス停が徒歩圏で利用できる区域
 - ・利便性が高く今後とも宅地としての需要が高い区域

2-2. 居住誘導区域に含めないもしくは、原則として含めない、また慎重に判断すべき区域

- 自然災害リスクの高い区域
 - ・土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域
 - ・災害危険区域(出水等)、地すべり防止区域
 - ・土砂災害警戒区域は、居住誘導区域との関係性を見極め判断する
 - ・浸水想定区域は、原則として居住誘導区域に含めない
 - ・宅地の需要が高い区域は、今後公表及び策定が予定される、「浸水想定区域」や「防災指針」を踏まえ、当該地の災害リスクを地域住民や地権者に広く周知し理解を得る。また、早急に防災・減災の取り組みを関係機関と協力し事業を進め、災害リスクの低下を図った後に居住誘導区域に含める
- 浸水想定区域
 - ・浸水想定区域は、原則として居住誘導区域に含めない
- 保安林
 - ・森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林の区域は、原則として居住誘導区域に含めない
- 工業地域(地域地区)
 - ・基本的には工場等の立地がふさわしい地域地区

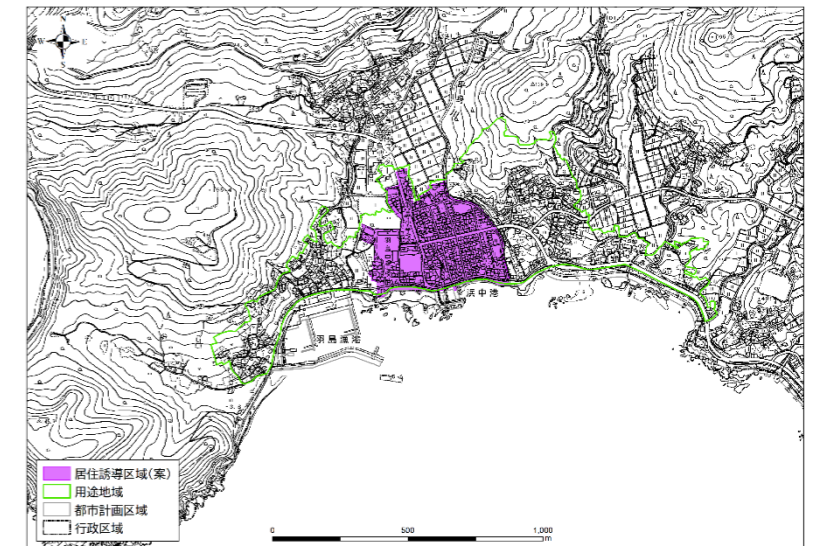
3. 居住誘導区域(案)

3-1. 区域の設定方法

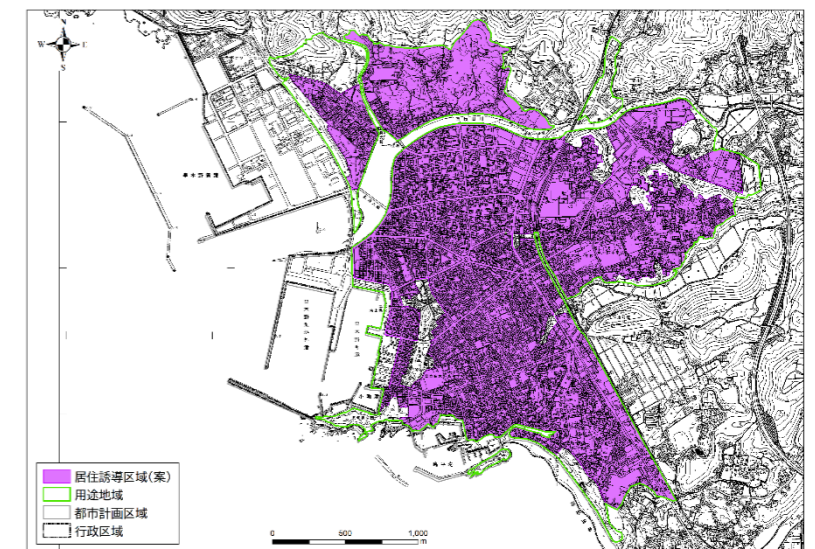
- ・用途地域内のうち、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域と工業地域を除いた範囲
- ・将来人口密度、生活利便施設からの徒歩圏、公共交通の利便性の3要素を考慮し設定。将来人口密度が一定程度(10人/ha以上)確保と生活利便施設が立地し施設から徒歩圏(300m)に含まれる区域。
- ・公共交通から徒歩圏(鉄道駅から800m・バス停から300m)に含まれる区域を居住誘導区域に設定

以下に3地域における居住誘導区域(案)を示します。

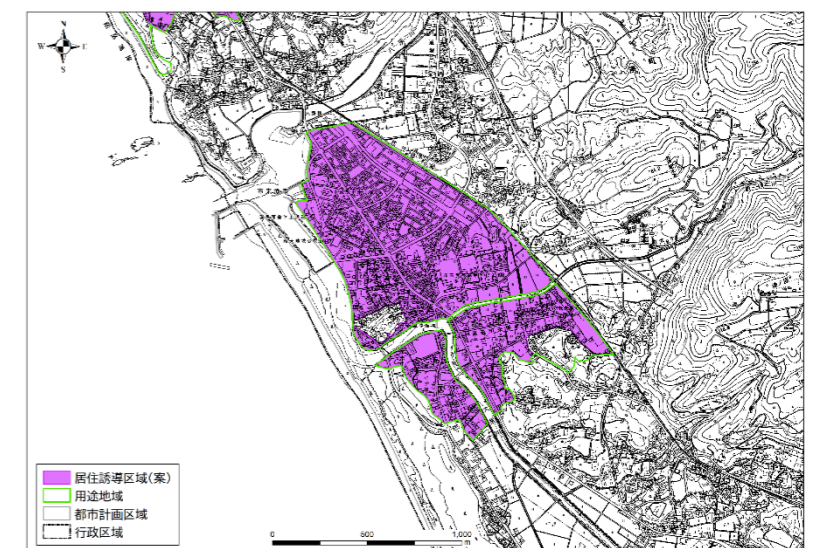
【羽島地域】



【串木野中央地域】



【市来地域】



第4章 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導区域とは

人口、土地利用及び交通状況、将来の見通しを考慮し、都市機能の増進が図られる施設の誘導や、住宅等の立地を効果的に図るための都市機能誘導区域の検討を行います。

2. 都市機能誘導区域の設定方針

2-1. 都市機能誘導区域を設定することが考えられる区域

■ 都市機能の集積がある区域

- ・ 駅に近い業務、商業等が集積し都市機能がある程度充実した区域
- ・ 公共交通でのアクセスが容易な利便性が高い都市の拠点となる区域
- ・ 徒歩や自転車で容易に移動でき拠点性が高く利便性の良い範囲

■ 都市の拠点

- ・ 利便性が高い区域で関連計画に位置づけのある拠点等
- ・ 市役所や支所が立地するなど合併以前から拠点となっている範囲

2-2. 都市機能誘導区域から除外すべき範囲

- ・ 良好な低層住宅専用地
- ・ 工業を主体とした土地利用の増進を図る範囲

3. 都市機能誘導区域の設定

商業・業務機能などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を前提に設定します。

本市においては、都市拠点、地域拠点を対象とし都市機能誘導区域設定の考え方をもとに区域を設定します。

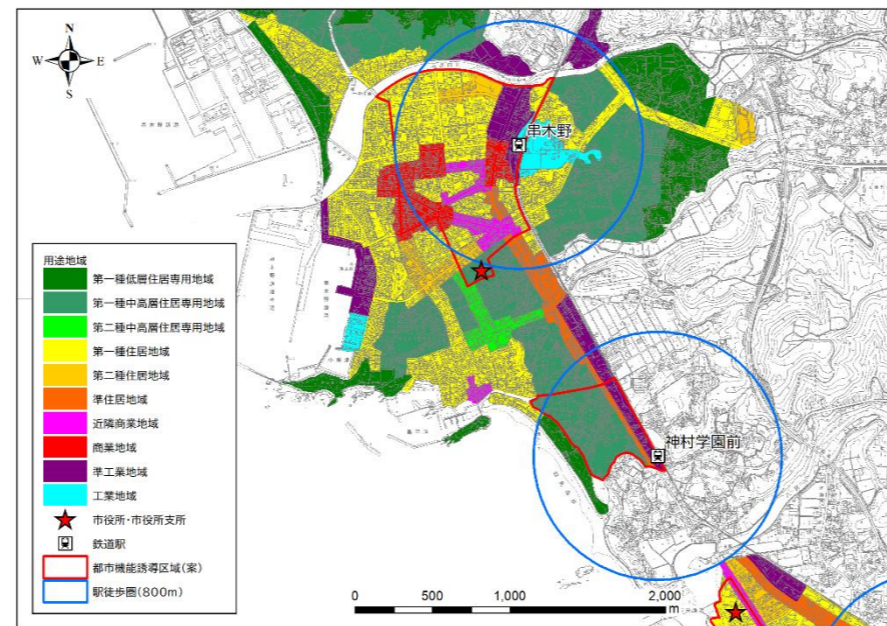
また、既存の土地利用状況を踏まえて、原則として明確な地形地物や都市計画の境界を都市機能誘導区域の境界として定めるものとし、原則として、都市機能誘導区域は居住誘導区域の内側に設定します。

4. 都市機能誘導区域(案)

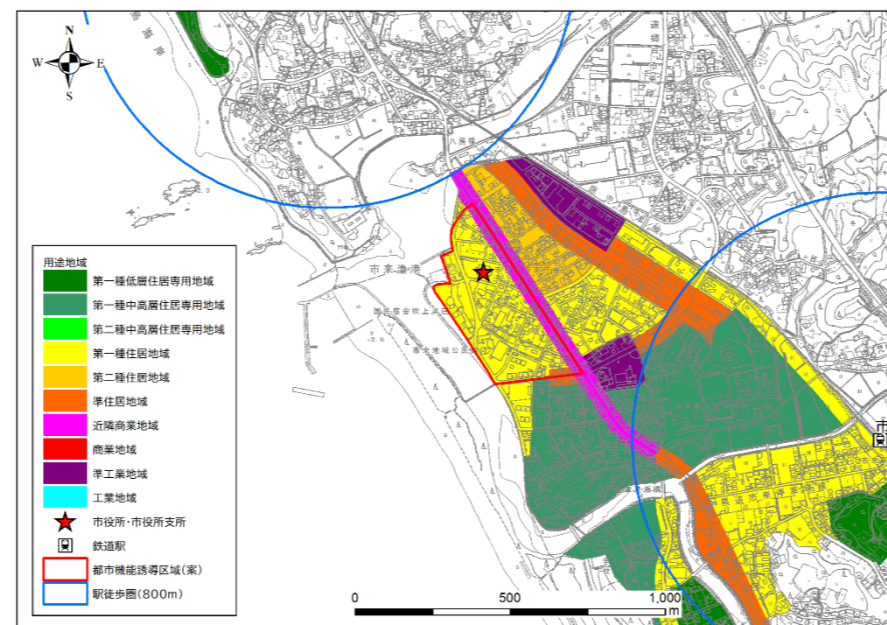
4-1. 基本的な考え方

都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスが可能など、利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を前提に設定しました。

【串木野・神村学園】



【市来】



5. 都市機能誘導施設の設定

5-1. 誘導施設について

以下に示す施設を対象に都市機能誘導区域に誘導を図ります。

大分類	小分類	定義
医療機能		・ 医療法第 1 条の 5 に規定する病院のうち、内科・外科・整形外科・小児科のいずれかを診療科目としているもの
行政機能	市役所・支所	・ 地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設 ・ 地方自治法第 155 条第 1 項に規定する施設
	公民館等	・ 地域住民が利用できる集会議室機能を備える施設
福祉機能	保健福祉センター	・ 地域保健法第 18 条に規定する施設
	通所型	・ 老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンター ・ 老人福祉法第 20 条の 7 に規定する老人福祉センター
子育て支援機能	子育て支援センター	・ 児童福祉法第 40 条に規定する施設
	子ども園、保育所	・ 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所 ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条に規定する認定こども園
教育・文化機能	図書館、図書館分館	・ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館
商業機能		・ 大規模小売店舗立地法第 2 条第 2 項に規定する店舗面積 3,000 m ² 以上の商業施設
金融機能		・ 銀行法第 2 条に規定する銀行等 ・ 日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する郵便局

5-2. 誘導施設の状況について

上記を踏まえ、区域内における誘導施設の状況を整理します。

分類	施設機能	串木野中央地域		市来湊地域	
		有無	有無	有無	有無
医療機能	(20 床以上)	●	△		
行政機能	本庁舎	●	—		
	支所 公民館等	—	●	●	●
福祉機能	保健福祉センター等	●	●	●	●
	高齢者福祉施設（通所系）	●	●	●	●
子育て支援機能	子育て支援センター	●	●	●	●
	子ども園、保育所等	●	●	●	●
教育・文化機能	図書館、図書館分館	●	●	●	●
商業機能※	3,000 m ² 以上	●	◎		
金融機能	銀行・郵便局等	●	●		

※商業施設は食料品、日用品を扱う施設とする。

※●：あり、△：区域内にないが周辺にあり、◎：なし

第5章. 計画の推進方策

“安心・安全で環境にやさしい さらなる集約型都市の形成”を目指すため、様々な施策を展開し各誘導区域への居住誘導や必要な施設の立地誘導を進めます。

ただし、今後住民への周知等の結果や庁内調整で一部変更の可能性があります。

1. 居住誘導区域に関する施策

○移住定住促進に向けた住宅政策にかかる調査と活用

- ・市民や分譲団地などの居住者、周辺自治体の住民へのアンケート調査等の実施による居住ニーズの把握
- ・住宅施策の基本的な方向性及び具体的な住宅施策の内容等を定めた「住生活基本計画」の活用と施策の実施

○計画的な住宅団地の造成や住宅団地の維持管理

- ・定住促進に向けた需要の見込める住宅団地の計画的な整備促進
- ・民間による宅地分譲の推進
- ・若者世代等を対象とした快適な公営住宅の提供及び民間住宅用地としての候補地検討
- ・公営住宅の適切な維持管理
- ・老朽化が進んだ公営住宅の建て替えの促進と公営住宅の集約

○定住促進に向けた各種支援

- ・親族による家事や子育ての相互協力など、多世代同居・近居の推進に向けた各種補助制度の導入
- ・各種支援制度の市内外への情報発信とPR活動の推進
- ・定住促進対策補助金等の周知と活用

○空き家、空き地対策

- ・空き家バンクの周知や、空き家の再利用にかかる費用の補助・支援などによる利活用の促進
- ・空き地や未利用地等の有効活用による宅地等の供給と利用促進
- ・都市のスポンジ化対策

○交通基盤の維持・充実

- ・公共交通機関の維持並びに、乗継などの利便性の向上
- ・利用しやすい交通体系の構築と細やかな地域交通網の形成
- ・道路等のバリアフリー化など快適な歩行空間の実現
- ・関係機関と連携した安全で快適な交通環境の実現

○災害に強い市街地の整備

- ・防災ハザードマップ等を活用し危険箇所等の周知と定期的な点検等による実態把握
- ・治山・治水・砂防事業による災害の未然防止と災害危険地域の住宅の移転等の促進
- ・「いちき串木野市建築物耐震改修促進計画」に基づく耐震診断及び耐震改修の促進並びに計画に基づく補助金等の周知
- ・居住誘導区域内の浸水想定区域や浸水が多発する地区に対する改善策の検討
- ・鹿児島県と連携した河川整備の促進
- ・土砂災害警戒区域に含まれる住宅や施設の持ち主への周知と移転の促進
- ・災害リスクの高い地域の住民への円滑かつ迅速な避難誘導に向けた取り組みの推進

2. 都市機能誘導区域に関する施策

○中心市街地活性化事業の推進

- ・中心市街地における日常生活サービス機能の向上や商業機能の集積によるにぎわいの創出

○公共施設の統合等による誘導施設の整備の推進

- ・公共サービスの向上と持続可能な公共施設の維持・運営を図るため、「いちき串木野市公共施設等総合管理計画」に基づく更新時期を迎えた既存公共施設の統合等による施設整備の推進

○誘導施設の整備に関する支援

- ・商業や医療機能など民間事業者が行う施設整備での国の支援制度等の周知や活用促進
 - ・国の支援制度等の活用にあたっての一部支援の検討
 - ・“特定用途誘導地区”※の設定による容積率や建築制限の緩和等
 - ・空き店舗を都市機能誘導施設として活用する事業者に対する店舗改修等の支援の検討
 - ・市保有の低利用未利用など公的不動産の紹介や斡旋等、売却や貸付での利活用の促進
- ※特定誘導地区を都市計画に定めることで、誘導施設を有する建築物について容積率・用途制限を緩和

○都市基盤の整備

- ・民間事業者の円滑な施設の誘導促進を踏まえた道路整備など市街地整備の推進

○特定用途制限地域の指定検討

- ・都市機能誘導区域や居住誘導区域内への居住を促進するため、白地地域における特定用途制限地域の指定検討






第6章. 届出制度

1. 策定に伴う届出と誘導施設の検討

○居住誘導区域に関する届出

居住誘導区域外の区域で、以下の行為を行おうとする場合には、原則として本市への届出が義務付けられます。

【居住誘導区域外での届出対象の行為】

区分	内容
開発行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 
	② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの 【1000㎡以上】  【1000㎡未満】 
	建築等行為
	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 【3戸の建築行為】  【1戸の建築行為】 
	② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して住宅等とする場合

なお、都市再生特別措置法第 88 条においては、建築等の届出があった場合、当該届出に係る行為が居住誘導区域内での住宅等の立地の誘導を図る上で支障があると認めた時や、勧告をした場合、必要があると認める時は、勧告を受けた者に対し、居住誘導区域内の土地の取得についての斡旋、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

2. 都市機能誘導区域に関する届出

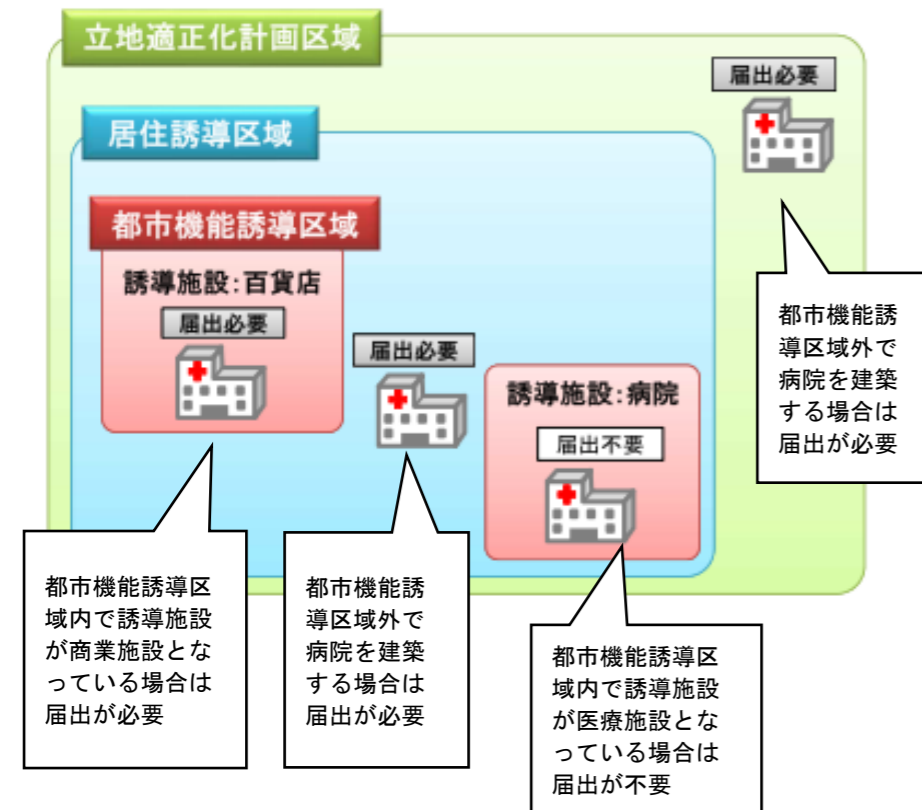
○都市機能誘導区域に関する届出

都市機能誘導区域外で、都市機能誘導施設を有する建築物の開発行為又は、建築行為等を行う場合は原則市への届出が義務付けられます。

【届出制度の概要】

区分	内容
開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行うとする場合
建築行為等	誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
	建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合 建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合
休廃止	都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合

【例：誘導施設が病院の場合】



なお、都市再生特別措置法第 108 条では、市長は、建築等の届出があった場合において、当該届出に係る行為が都市機能誘導区域内における誘導施設の立地の誘導を図る上で、支障があると認める時は、当該届出を出した者に対して当該届出に係る事項に関し、誘導施設の立地を適正なものとするための必要な勧告や、勧告を行った場合において、必要があると認める時は、その勧告を受けた者に対し、当該誘導施設に係る都市機能誘導区域内の土地の取得についての斡旋や、その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

○誘導施設の検討

都市機能誘導区域は、都市機能が一定程度充実している区域や、市街地周辺から公共交通でアクセスしやすい利便性の高い区域等、都市の拠点となるべき区域を前提に 3 つの都市機能誘導区域を検討します。

【都市機能誘導区域(案)内の誘導施設の状況】

分類	施設機能	串木野	神村学園前	市来
		有無	有無	有無
医療機能	(20 床以上)	●	●	◎
行政機能	本庁舎	●	—	—
	支所	—	—	●
	公民館等	●	△	●
福祉機能	保健福祉センター等	△	◎	●
	高齢者福祉施設(通所系)	●	△	●
子育て支援機能	子育て支援センター	△	◎	◎
	子ども園、保育所等	△	●	△
教育・文化機能	図書館、図書館分館	●	◎	●
商業機能※	3,000 ㎡以上	●	◎	◎
金融機能	銀行・郵便局等	●	△	●

※●：あり、△：区域内にないが周辺にあり、◎：なし

○誘導方針

・串木野

従来から地域の中心的な市街地が形成されており、誘導施設の多くは立地している。今後は、施設の充足と子育て支援等に必要な施設の誘導を図る事で、若年層が子育てしやすく、日用品等の購入など生活利便施設が集まり定住促進が図れる、本市の中心市街地として更なるポテンシャルの向上を図る。

・神村学園

国道 3 号を挟み、学校法人神村学園と JR 神村学園前駅が位置している。そのため、近隣自治体からの転入者等や朝夕は通勤通学者が多く集まる地域であり、本市の新たな拠点になり得る区域である。

近年では、駅前や国道沿いに店舗等の立地が進み、生活利便性に長けた地域とし徐々に宅地需要が高まり、今後の期待が寄せられている。

・市来

以前から市街地が形成され市来庁舎周辺に住宅が集積している。市来庁舎と市来駅との距離は少しあり、市来駅周辺には「鹿児島県立市来農芸高等学校」がある。

近年道路整備が進み宅地需要が高まっており、庁舎周辺に必要な施設の誘導を促すことで地域の魅力を高めていく。

第 7 章. 計画の評価

1. 計画の評価指標

本計画の策定による効果を客観的かつ定量的に把握し、検証するための評価指標と目標値を定めます。

評価指標	まちづくりの方向性	現状と目標値	
		現状	目標値
居住誘導区域内の人口	市全体での人口は減少するが、居住誘導区域内において、良好な住宅地等の整備や居住環境を確保し、転居や新規転入者を促し、現状程度の人口の維持を目指す。	現状 2015 年 (平成 27 年)	約 17,400 人 ^{※1} 29 人/ha
		目標値 2040 年 (令和 22 年)	約 12,000 人以上 21 人/ha 以上
都市機能誘導区域内における誘導施設の立地割合	都市計画区域の誘導施設を本区域への集約と、浸水被害等への対応策を国の支援事業等を通じて進め、区域内の防災面での安全性を高め区域の付加価値をより高める事を目指す。	現状 2020 年 (令和 2 年)	41 施設 41% ^{※2}
		目標値 2040 年 (令和 22 年)	現状の施設数以上の立地を目指す。
鉄道・バス・タクシーの便数	市民や利用者のニーズの把握に努め公共交通の利用を促し、現状程度の維持を目指す。ただし、コロナ過の中、減便等も予想され目標値については、令和 2 年時の数値とする。	現状 2020 年 (令和 2 年)	・JR 神村学園前駅平日の上下本数 64 本/日 ・市街地周辺往復 20/本の路線(バス)
		目標値 2040 年 (令和 22 年)	現状維持を目指す

※1 H27 国勢調査第 5 次メッシュデータに基づく概ねの人口

※2 都市計画区域内に立地している施設数(101 施設)に対する、都市機能誘導区域内に立地する施設数の割合

2. 都市のスポンジ化対策への取り組み支援

今回、「立地適正化計画」の策定において、都市のスポンジ化対策への取り組み等について本市での状況について整理をします。

○本市の現状

本市では、平成 27 年度に空き家等実態調査を行い市内にある空き家 1,250 棟を把握しました。

○本市の方針（空き家）

串木野都市機能誘導区域(案)内に多くの空き家が見られます。築年数も古く今後、管理が放棄されると本市の中心街としての付加価値も下がっていくものと考えます。

そこで、本市では今後も定期的に空き家の状況等を把握していくとともに、空き家バンク制度を活用し、空き家を買いたい人や借りたい人と、空き家を売りたい人や貸したい人を結びつけ、定住促進並びに地域の活性化に努めていきます。

また、市で把握した情報等については市のHPや広報紙に掲載し、市民や市外在住の方にも周知していくものとします。

○本市の方針（低未利用地）

市街地内にみられる低未利用地については、管理が放棄されると器物破損や廃棄物の不法投棄等が行われ、地域の治安や居住環境並びに、景観への悪影響が生じてくることが予想され、地域全体の活力の低下にもつながり兼ねません。

そのため、居住誘導区域(案)内の活性化を図るためには、今後は計画的な未利用地対策の検討や用途の管理が重要と考えます。

そこで、今後の計画見直しにおいては、低未利用地の有効活用と適正な管理のための指針等を定めて行くものとします。

3. 計画の進捗管理

本計画は令和 2 年（2020 年）から令和 22 年（2040 年）までの 20 年間の計画期間としており、その実現に向けては長期的かつ継続的な取り組みが必要となります。

このため、本計画で掲げた誘導区域や誘導施設、各施策等については、PDCA サイクルにより、本市を取り巻く社会経済状況や市民ニーズ等の変化を踏まえながら定期的に検証を行い、概ね 5 年ごとに見直しを図っていきます。

また、国や県の計画、市の総合計画等、上位関連計画の改定等が行われた場合は適宜、計画の見直しを図ります。

【PDCA 概要図】



最後に

いちき串木野市においては、従来からコンパクトシティ形成に向け、様々な取り組みを実施してきました。

しかしながら、社会問題でもある人口減少や高齢化の進行は、本市においても着実に進んでおり、今後はより市民の日常生活等にも影響が及んでくると考えます。

そこで、本市では令和 2 年度より、人口減少や高齢化の時代に対応した持続可能なまちへと市街地内の形成を目指し「立地適正化計画」の策定を行い更なる集約化に取り組んでおります。

今後とも、これまでの集約型都市構造を継続していくことで、都市機能誘導区域(案)内への必要な施設の集約と、その周辺に位置する居住誘導区域内への住宅や生活利便施設等の誘導、並びに市民の居住環境の向上を目指して、人々が安全に暮らせるための基盤整備を進める所存です。

これにより、良好な住宅地等の整備や更なる居住環境の向上を図り、市内外からの転居や新規転入者を促し現状程度の人口の維持を目指していきます。

また、本市には 3 つの駅があり JR を使った徒歩圏での移動も可能であることから、駅周辺への人や施設の集約化を進め、人々が歩いての移動が可能な交通利便性の高い都市を目指していくものとします。

なお、本計画は今後の本市のまちづくりにも影響が大きいことから、必要に応じて見直し等を行い、内容等について充足させていくものとします。

以上